

# 北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会

※平成23年度から

## 【目的・役割】

保健・医療・福祉・介護など総合的な高齢者施策の推進について幅広く意見を聞くことにより、高齢者の支援と介護の質の向上を図るため、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会」を設置する。

## 【所掌事務】

- (1) 北九州市高齢者支援計画（介護保険事業計画を含む）の策定・推進に関すること
- (2) 高齢者の生きがいづくり、社会貢献・地域活動に関すること
- (3) 介護予防に関すること
- (4) 認知症対策に関すること
- (5) 権利擁護に関すること
- (6) 地域包括ケアに関すること
- (7) 在宅生活の支援に関すること
- (8) 地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターの設置・運営等）に関すること
- (9) 地域密着型サービス運営委員会（地域密着型サービスの運営等）に関すること
- (10) その他、高齢者施策の推進に関して当委員会で意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの

## 【委員構成】

- ・市民代表（利用者・被保険者）
- ・学識経験者
- ・関係団体
- ・職能団体
- ・事業者関係

## 【分科会の設置】

|                |  |
|----------------|--|
| 生きがい・介護予防分科会   | (1) 高齢者の生きがいづくりの促進に関すること<br>(2) 高齢者による社会貢献・地域活動の支援に関すること<br>(3) 介護予防事業等の推進に関すること<br>(4) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの   |
| 認知症対策・権利擁護分科会  | (1) 総合的な認知症対策に関すること<br>(2) 高齢者の虐待防止や権利擁護の推進に関すること<br>(3) 高齢者介護に関する苦情・相談に関すること<br>（他の分科会に属することを除く）<br>(4) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの                        |
| 尊厳擁護分科会        | (1) 北九州八幡東病院における事案について   |
| ※所掌事案終了後、分科会廃止 |  |
| 地域包括支援分科会      | (1) 地域包括支援センター運営協議会<br>(2) 地域包括ケアのあり方に関すること（他の分科会に属することを除く）<br>(3) 介護保険以外の在宅支援に関すること（他の分科会に属することを除く）<br>(4) 医療との連携に関すること<br>(5) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの |
| 介護保険分科会        | (1) 介護保険事業計画に関すること<br>(2) 地域密着型サービス運営委員会に関すること（他の分科会に属することを除く）<br>(3) 介護サービスの質の確保に関すること<br>(4) 高齢者の住まいに関すること<br>(5) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの             |
| 地域密着型分科会       | (1) 地域密着型サービス運営委員会に関すること（地域密着型サービスの指定・拒否に関すること）<br>(2) 介護保険に関する施設整備に関すること<br>(3) その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの  |

# 北九州市高齢者介護の質の向上委員会

※平成22年度まで

## 【目的・役割】

高齢者の介護の質の向上を目指し、地域包括支援センターの運営、地域密着型サービスの指定等について、公正・中立の確保を図るため、本委員会を設置する。

※「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」の機能を持つ。

- 【所掌事務】
- (1) 地域包括支援センターの設置・運営等に関する事
  - (2) 地域密着型サービスの運営等に関する事
  - (3) 介護保険サービスでの苦情・虐待の対応に関する事
  - (4) 介護予防事業等の推進に関する事
  - (5) 総合的な認知症対策の推進に関する事
  - (6) その他、当委員会で処理する必要があると認められるもの

## 【専門委員会の設置】

|   |  |
|---|--|
| 地域包括支援センター<br>専門委員会<br>(事務局：いのちをつなぐ<br>ネットワーク推進課) | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地域包括支援センターの評価、質の向上に関する事</li><li>(2) 指定介護予防支援業務の一部委託事業所に関する事</li><li>(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li></ol>                                    |
| 介護予防専門委員会<br>(事務局：健康推進課)                          | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 介護予防のあり方に関する事</li><li>(2) 介護予防事業等の推進に関する事</li><li>(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li></ol>  |
| 地域密着型専門委員会<br>(事務局：介護保険課)                         | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地域密着型サービスの指定(拒否)に関する事</li><li>(2) 介護保険に関する施設整備に関する事</li><li>(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li></ol>  |
| 尊厳擁護専門委員会<br>(事務局：介護保険課)                          | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 老人福祉法に規定される老人福祉施設及び有料老人ホーム並びに介護サービス従事者による高齢者の虐待に関する事</li><li>(2) 介護サービスに関し、当事者間で解決困難である苦情に関する事</li><li>(3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li></ol> |
| 認知症対策専門委員会<br>(事務局：高齢者支援課)                        | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 総合的な認知症対策(普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など)の推進に関する事</li><li>(2) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li></ol>  |

## 地域包括支援センター運営協議会について

### 1 根拠法令：地域包括支援センターの設置運営について

(平成 18 年 10 月 18 日厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

### 2 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適正、公正かつ中立な運営を確保することとされている（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 4 号）

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。

#### (1) 設置基準

原則として、市町村ごとに 1 つの運営協議会を設置する。

#### (2) 所掌事務

(ア) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施

エ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(イ) センターの運営に関すること

(ウ) センターの職員の確保に関すること

(エ) その他の地域包括ケアに関すること

(仮称) 第三次北九州市高齢者支援計画の策定に向けて

地域包括支援分科会における今後の検討事項

| 重点課題                           | 総合的相談・支援体制の充実   |
|--------------------------------|---|
| <p>第二次高齢者支援計画関係施策</p>          | <p>◇地域における安全・安心の確保<br/>〔基本的な施策〕<br/>(1) 見守りネットワークの充実<br/>(2) 防犯・防火対策の推進(関連施策)<br/>(3) 外出しやすい生活環境の整備(関連施策)</p> <p>◇高齢者に分りやすい仕組みづくり<br/>〔基本的な施策〕<br/>(1) 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実</p> <p>◇高齢者を支えるサービスの充実<br/>〔基本的な施策〕<br/>(1) 在宅生活を支援するサービスの充実<br/>(2) 保健・医療・福祉の連携強化</p>  |
| <p>主な取組み<br/>(平成 21～23 年度)</p> | <p>○いのちをつなぐネットワーク事業の推進<br/>○地域包括支援センターの周知、関係機関等のネットワークの構築<br/>○地域包括支援センターを中核とした取組みの推進<br/>(介護予防事業の実施、高齢者虐待の発生防止・早期対応)<br/>○在宅福祉サービスの推進(訪問給食サービス 等)</p>  |
| <p>取組みの中で見えてきた課題</p>           | <p>高齢者にかかる問題の増大・複雑化に対応した支援の充実を図るため、見守り・相談・支援に係る継続的な質の確保に努める必要がある。<br/>また、高齢者が身近な地域で安心して相談を行うとともに、切れ目のない支援が受けられるよう、相談・支援体制の推進を図る必要がある。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○身近な地域での相談と“切れ目のない”支援のできる連携の強化</p>  |
| <p>今後の検討課題</p>                 | <p>○介護や医療、地域などと連携した相談支援体制の強化<br/>○統括支援センター(各区)のマネジメントの基で、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士がチームでアプローチできる体制づくり<br/>○在宅生活を支えるサービスのあり方 等</p> <p>〔介護保険事業計画における検討課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業について</li> <li>・医療との連携について</li> <li>・日常生活圏域ごとの分析について</li> <li>・新たなサービスの実施体制について</li> <li>・地域包括支援センターの運営について</li> <li>・地域包括ケアについて</li> </ul> |

平成23年度 地域包括支援分科会 年間スケジュール（案）

|     | 開催時期       | 主な内容  |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成23年5月24日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①委員及び副委員長の指名</li> <li>②地域包括支援分科会の設置趣旨及び今後の進め方について</li> </ul>   |
| 第2回 | 平成23年7月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括支援センターの運営状況について</li> <li>②第二次高齢者支援計画における実施状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療連携の実施状況</li> <li>・いのちをつなぐネットワーク事業の実施状況 等</li> </ul> </li> <li>③（仮称）第三次高齢者支援計画における分科会報告案について</li> </ul> |
| 第3回 | 平成23年10月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①第三次計画における分科会報告案のまとめ</li> </ul>  |
| 第4回 | 平成24年3月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成24年度地域包括支援センターの人員体制</li> <li>②予防給付ケアマネジメント業務新規受託事業者の審査</li> <li>③統括支援センター及び地域包括支援センターの自己点検・運営方針策定結果について</li> </ul>  |

平成22年度 地域包括支援センター専門委員会 開催実績

|     | 開催日                | 主な内容   |
|-----|--------------------|--|
| 第1回 | 平成22年7月21日<br>(水)  | 《議題》<br>①平成21年度地域支援センターの運営状況について<br>②地域包括支援センターの成果と課題<br>③地域包括支援センター専門委員会年間計画につて                             |
| 第2回 | 平成22年10月13日<br>(水) | 《議題》<br>①地域包括支援センターの評価指標の設定について<br>②地域包括支援センターの成果・課題の要因<br>《報告事項》<br>①介護予防ケアプランとホームヘルプサービスの生活機能向上促進モデル事業について |
| 第3回 | 平成22年12月15日<br>(水) | 《議題》<br>①地域包括支援センターの評価について<br>②地域包括支援センターの課題解決に向けての検討  |
| 第4回 | 平成23年2月2日<br>(水)   | 《議題》<br>①地域包括支援センターの課題解決に向けての検討  |
| 第5回 | 平成23年3月10日<br>(木)  | 《議題》<br>①予防給付ケアマネジメント業務新規受託事業者の審査<br>《報告事項》<br>①統括及び地域包括支援センターの自己点検・運営方針結果について<br>②地域包括支援センターの課題解決に向けての検討    |

平成21年度 地域包括支援センター専門委員会 開催実績

|     | 開催日                | 主な内容   |
|-----|--------------------|--|
| 第1回 | 平成21年7月30日<br>(木)  | 《議題》<br>①専門委員会委員及び副委員長の指名について<br>②地域包括支援センター専門委員会の設置趣旨について<br>③地域包括支援センターの運営状況と課題について<br>④専門委員会の今後の進め方について   |
| 第2回 | 平成21年11月18日<br>(水) | 《議題》<br>①地域包括支援センターの外部評価（第三者評価）のあり方について<br>②各政令市の評価の取り組みについて   |
| 第3回 | 平成22年3月23日<br>(火)  | 《議題》<br>①予防給付ケアマネジメント業務新規受託事業者の審査<br>②地域包括支援センターの外部評価（第三者評価）のあり方について<br>《報告事項》<br>③統括及び地域包括支援センターの自己点検・運営方針結果について<br>①平成22年度地域包括支援センターの人員体制について<br>②平成22年度地域包括支援センター新任職員研修について |